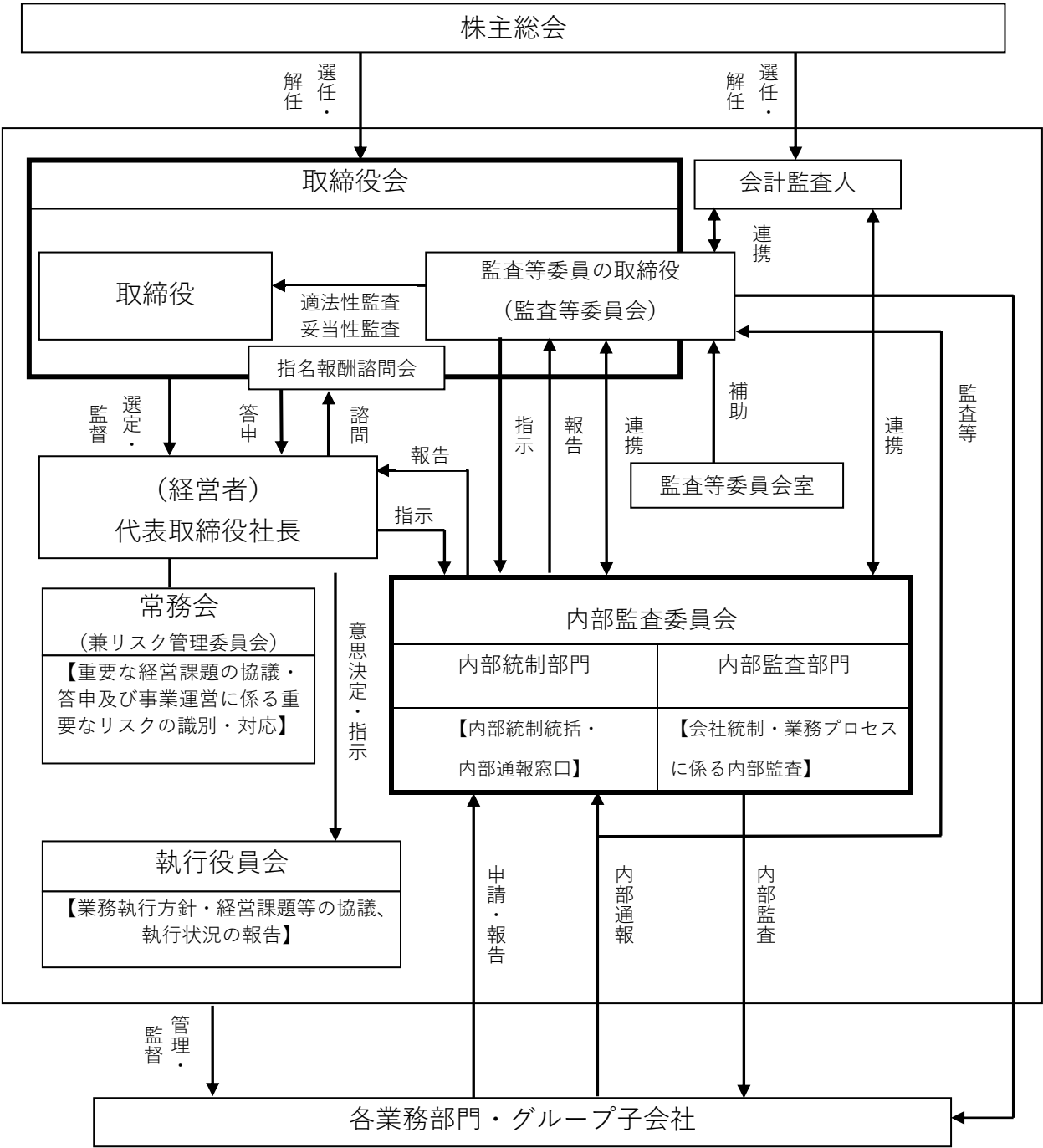


コーポレートガバナンス体制図



- (取締役会)
業務執行に関する重要事項について、意思決定を行う
- (監査等委員会)
経営の健全性の維持・強化を図り、経営全般について取締役の職務執行をチェックする
- (指名報酬諮問会)
取締役の報酬、評価および選解任を諮問
- (常務会)
経営の重要案件を審議する
- (執行役員会)
執行役員の所管する業務等の進行報告を行う
- (内部監査委員会)
内部業務監査を実施する
- (会計監査人)
監査契約を締結している栄監査法人から会計監査を受ける

(監査等委員会室)

監査等委員会の円滑な職務遂行を補助